

○総務省告示第五百六十五号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九百八十七号（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一項第一号の規定に基づき日欧合同委員会から通報があった旨を公示する件）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月十五日

総務大臣 増田 寛也

本則に次の二項を加える。

5 K T L

(1) 登録年月日 平成19年 9月10日

(2) 住所 Saxon Way, Priory Park West, Hull, HU13 9PB, イギリス

(3) 登録に係る区分

ア 認定規則第4条各号に定める区分

イ 電波法第38条の2第1項各号に掲げる事業の区分

6 E M C Cert Dr. Rasek GmbH

- (1) 登録年月日 平成19年9月10日
- (2) 住所 Boelwiese 5, 91320 Ebermannstadt, ドイツ
- (3) 登録に係る区分 電波法第38条の2第1項各号に掲げる事業の区分